

令和3年第2回東広島市議会定例会

議

案

令和3年6月

目 次

同意案第 8 0 号	教育委員会委員の任命の同意について……………	1
同意案第 8 1 号	東広島市白市財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	3
議案第 8 2 号	広島中央環境衛生組合理約の変更に関する協議 について……………	5
議案第 8 3 号	財産の無償譲渡について……………	8
議案第 8 4 号	財産の減額貸付けの変更について……………	1 0
議案第 8 5 号	財産の無償貸付けについて……………	1 2
議案第 8 6 号	市道の路線の廃止について……………	1 4
議案第 8 7 号	市道の路線の認定について……………	1 6
議案第 8 8 号	請負契約の締結について……………	1 8
議案第 8 9 号	附属機関の設置に関する条例の一部改正につい て……………	2 0
議案第 9 0 号	東広島市税条例の一部改正について……………	2 2
議案第 9 1 号	東広島市固定資産評価審査委員会条例の一部改 正について……………	2 4

議案第92号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条 例の一部改正について……………	26
議案第93号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	28
議案第94号	東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について……………	30
議案第95号	東広島市市民文化センターの設置及び管理に関 する条例の一部改正について……………	33

同意案第 80 号

教育委員会委員の任命の同意について

東広島市教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 渡 部 和 彦

(提案理由)

東広島市教育委員会委員渡部和彦氏の任期が令和3年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（一略一）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 8 1 号

東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について

東広島市白市財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市白市財産区管理会条例（平成 1 4 年東広島市条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 福 村 基 樹

(提案理由)

東広島市白市財産区管理委員池田和三氏が死去したため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市白市財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

議案第 82 号

広島中央環境衛生組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、広島中央環境衛生組合同規約（平成 21 年指令市行第 43 号）を別紙のとおり変更することに関し、関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

広島中央エコパークの供用開始に伴う広島中央環境衛生組合理約の変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第286条

2 一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第290条 第284条第2項、第286条（一略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

別紙

広島中央環境衛生組合同規約の一部を改正する規約

広島中央環境衛生組合同規約（平成21年指令市行第43号）の一部を次のように改正する。

第4条中「東広島市西条町上三永10766番地1」を「東広島市西条町上三永10759番地2」に改める。

附 則

この規約は、令和3年10月1日から施行する。

議案第 83 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市河内町入野 7 6 4 1 番地 1
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 1 0 2 . 0 6 平方メートル

2 相手方

東広島市河内町入野 7 0 2 1 番地 1
大矢・大仙自治会
会長 有 本 英 雄

(提案理由)

大矢コミュニティホームの建物を大矢・大仙自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第84号

財産の減額貸付けの変更について

平成2年6月22日議決第66号により議決を経た東広島保健医療センターの敷地に係る財産の減額貸付けを次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月7日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「2 貸付料（年額） 112万6,700円」を「2 貸付料（年額） 116万600円」に改める。

(提案理由)

一般社団法人東広島地区医師会に減額して貸し付けている東広島保健医療センターの敷地について、貸付料の算定の基礎となる土地の評価額が上昇したことに伴い、当該貸付料の額を改定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 85 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市河内町入野字中ノ坪 7 6 4 1 番 1 の一部ほか 1 筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 4 0 3 . 8 6 平方メートル

2 貸付期間

令和 3 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 相手方

東広島市河内町入野 7 0 2 1 番地 1

大矢・大仙自治会

会長 有 本 英 雄

(提案理由)

大矢コミュニティホームを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 86 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次の市道の路線を廃止するため、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
下見 22 号線	東広島市西条町下見 45 30 番 1 地先	東広島市西条町下見字西 側 3315 番 1 地先	
上組 10 号線	東広島市八本松町飯田字 森ノ元 727 番 1 地先	東広島市八本松町宗吉字 貞国 1 番 7 地先	

(提案理由)

市道の路線の見直しにより終点を変更する市道の路線を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 87 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
寺家北 61 号線	東広島市西条町寺家字国 実 6 2 3 0 番 7 地先	東広島市西条町寺家字国 実 6 2 3 1 番 1 7 地先	
寺家北 62 号線	東広島市西条町寺家字福 原 4 5 5 8 番 3 地先	東広島市西条町寺家字福 原 4 6 7 7 番 1 地先	
寺家南 67 号線	東広島市西条町寺家字梶 永 7 7 3 0 番 5 地先	東広島市西条町寺家字梶 永 7 7 3 1 番 1 6 地先	
御 菌 宇 東 8 3 号 線	東広島市西条町御菌宇字 前長者 1 0 6 2 1 番 2 9 地先	東広島市西条町御菌宇字 前長者 1 0 6 2 1 番 7 地 先	
御 菌 宇 西 6 1 号 線	東広島市西条町御菌宇字 滝原 2 8 3 8 番 5 地先	東広島市西条町御菌宇字 滝原 2 8 3 8 番 5 地先	
上組 24 号線	東広島市八本松町宗吉字 貞国 1 番 7 地先	東広島市八本松町宗吉字 貞国 1 番 4 6 地先	
中組 65 号線	東広島市八本松飯田九丁 目 1 0 3 番 2 0 地先	東広島市八本松飯田九丁 目 1 0 3 番 4 6 地先	
中組 66 号線	東広島市八本松飯田八丁 目 1 2 1 5 番 1 地先	東広島市八本松飯田八丁 目 1 2 1 1 番 3 6 地先	
宗吉北 7 号線	東広島市八本松町宗吉字 三反田 1 1 6 9 番 1 地先	東広島市八本松町宗吉字 三反田 1 1 8 0 番 2 2 地 先	
下見 22 号線	東広島市西条町下見 4 5 3 0 番 1 地先	東広島市西条町下見字西 側 3 3 3 6 番地先	
上組 10 号線	東広島市八本松町飯田字 森ノ元 7 2 7 番 1 地先	東広島市八本松町飯田字 梶久 7 7 0 番 1 地先	

(提案理由)

住宅団地内の道路及び市道の路線の廃止に伴い終点を変更した路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 88 号

請負契約の締結について

令和 3 年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 3 年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

4 億 7,751 万円

4 契約の相手方

シンクコンストラクション・中村基礎特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目 5 番 55 号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

構 成 員 東広島市福富町上竹仁字貞末 207 番地

株式会社中村基礎

代表取締役 鈴 木 寿 則

(提案理由)

令和3年度小学校施設整備事業ほか川上小学校グラウンド造成工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 89 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和 50 年東広島市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市歴史文化基本構想策定委員会の項中「及び東広島市文化財保存活用計画」を「、東広島市文化財保存活用計画及び東広島市文化財保存活用地域計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく文化財保存活用大綱を広島県が策定したことに合わせて、東広島市文化財保存活用地域計画の策定に関する事項を東広島市歴史文化基本構想策定委員会の審議事項に追加するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第90号

東広島市税条例の一部改正について

東広島市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市税条例の一部を改正する条例

東広島市税条例（昭和49年東広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第32条第1号中「扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第24条第2項、第32条第1号、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る扶養親族の範囲を変更するとともに、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例を延長するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 91 号

東広島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

東広島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

東広島市固定資産評価審査委員会条例（昭和 49 年東広島市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 433 条第 9 項」を「第 433 条第 9 項」に改める。

第 2 条第 3 項中「。以下「規程」という。」を削る。

第 4 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 3 項」を「前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印をしなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

固定資産評価審査に係る審査申出書及び口頭審理の口述書の押印又は署名を求める手続について、その押印又は署名を不要とするとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和25年法律第226号）

第436条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

議案第92号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1大矢コミュニティホームの項を削る。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(提案理由)

大矢コミュニティホームを無償で譲渡することに伴い、当該地域集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 9 3 号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成 1 2 年東広島市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 3 2 の項を次のように改める。

32 削除				
-------	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第94号

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」を「第5章 事業
所内保育事業（第42条―第48条）
（第49条）
第6章 雑則」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、電磁的記録による記録等に係る基準を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

議案第 95 号

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 4 年東広島市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「次のとおり」を「12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日」に改め、各号を削る。

別表第 1 の 1 の表備考 1 中「休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

東広島市市民文化センターの休館日を変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。